

令和8年度予算 都市計画税の使途状況

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、都市計画事業（街路事業、公園整備事業等）や土地区画整理事業に要する経費に充てるための目的税として課税しています。

（単位：千円）

事業名	事業費	一般財源	
			うち都市計画税
街路整備事業	322,418	8,528	1,004,179
公園整備事業	227,248	23,263	
下水道整備事業	344,856	344,856	
地方債償還	1,362,534	1,362,534	
合計	2,257,056	1,739,181	1,004,179